

登録検査機関の適合命令通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 4 第 1 項 号に掲げる要件に適合していないため、同法第 10 条の 13 の規定に基づき 年 月 日までに同号に適合するために必要な措置をとることを命じます。

記

〔理 由〕

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

- 2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

登録検査機関の改善命令通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、 年 月 日までに（☐検査 ☐改善に必要な措置）を実施することを、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 14 第 1 項の規定に基づき命じます。

記

〔理 由〕

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

登録検査機関の業務規程変更命令通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、 年 月 日までに植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 9 第 1 項により認可した業務規程を変更することを、同法第 10 条の 14 第 2 項の規定に基づき命じます。

記

〔理 由〕

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

- 2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。

検査業務の全部又は一部停止命令通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 15 第 2 項の規定に基づき、期間検査業務を（☐全部 ☐一部）停止することを命じます。

記

[理 由]

[業 務 停 止 期 間]

[停止する検査業務]

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

- 1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること
及び
- 2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

登録検査機関の登録の取消通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 15 第 項（第 号）の規定に基づき、同法に基づく登録検査機関の登録を取り消します。

記

〔取消理由〕

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

（教示）

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起すること

ができます。